

◎新潟県告示第364号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市須沢中脇2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後		変更前	
(遊漁期間)		(遊漁期間)	
第4条 (略)		第4条 (略)	
ア 魚種	イ 期間	ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	あゆ	<u>7月1日</u> から9月30日まで
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和3年3月30日